

平成30年11月30日

ふじみ野市議会
議長 堀口修一様

福祉・教育常任委員会
委員長 伊藤美枝子

福祉・教育常任委員会視察調査報告書

平成29年第2回定例会において閉会中の継続調査の申し出をした所管事務に係る特定事件の調査について、平成30年11月8日及び9日の日程で徳島県美馬市及び徳島県鳴門市を視察し調査を実施したので下記のとおり報告します。

記

1 調査事項

- (1) 複合施設の整備及び利活用について（徳島県美馬市）
- (2) 鳴門市女性子ども支援センター事業について（徳島県鳴門市）

2 出席委員

委員長	伊藤美枝子	副委員長	鈴木啓太郎
委員	堀口修一	委員	加藤恵一
委員	渡辺大	委員	床井紀範
委員	塚越洋一		

3 欠席委員

なし

4 視察の概要

●徳島県美馬市

美馬市は徳島県の西部に位置し、西側が三好市・美馬郡つるぎ町と、

北側が讃岐山脈の山頂で香川県と、東側が阿波市・吉野川市・上山町と、南側が那賀町に接している。市の総面積は367.14km²で、市のほぼ中央を東西に吉野川が、南北には穴吹川などの吉野川水系の河川が流れ、その沿岸の平野部が主な可住地となっており、北側の讃岐山系、南側の剣山山系をはじめ総面積の約8割が森林で清らかな水と豊かな緑に囲まれた自然の美しい地域である。また、脇町には国重要伝統的建造物群保存地区に指定された「うだつの町並み」がある。江戸時代、藩が推奨した藍づくりは、阿波の代表的な産業として広がり、吉野川の水運に恵まれた脇町は、藍の集積地として栄えた。その豪華な商家には、立派な「うだつ」という防火壁が造られ、これには家紋や細工が施され、鬼瓦などと共に見ごたえのある町並みが残されている。

気候は瀬戸内気候に属し、平成29年度の平均気温が14.9℃、降水量が1,553mmと年間を通じて比較的温暖な気候であるが、平野部と山間部との寒暖の差は大きい。

美馬市を通じる主要な道路交通は、徳島自動車道（市域内2インターチェンジ）、国道192号、193号、438号及び492号、主要地方道美馬・鳴門・池田線があり、主要交通機関はJR徳島線が運行されている。

美馬市は、平成17年3月1日に旧美馬郡内の脇町、美馬町、穴吹町、木屋平村が合併してできた市であり、平成30年10月1日現在の推計人口は29,069人、推計世帯数は11,346世帯となっている。



※うだつの町並み（美馬市HPより抜粋）

1 施設の整備経過

施設は昭和62年に近隣商店街が入居し、30を超えるテナントが集

まる県西部のシンボリックな商業施設として建設された。外観は国重要伝統的建造物群保存地区に選定された（昭和63年）うだつの町並みと調和がとれた特徴的なもので、住民の多くからは「パルシー」の名称で愛され、賑わっていた大型商業施設であった。平成23年頃に施設付近のバイパスが開通したことなどの影響により大型店の出店が相次いだことから、来客者の減少やテナントの撤退が続いていたため、建物の所有者から今後について市が相談を受けていた。

その頃、美馬市では旧市町から引き継いだ公共施設の老朽化及び市民ニーズの多様化に対応するため、公共施設の再整備について検討を進め、平成23年に「美馬市公共施設再編整備計画に関する基本方針」を定め、この方針に基づき議論を進めていた。平成24年には「美馬市複合施設検討委員会」を、さらに平成26年には施設所在地区に絞った「脇町地区複合施設検討委員会」を発足させ、複合施設の整備について検討を重ねてきた。

翌年の平成27年に耐震基準を満たしたこの大型商業施設にイベント等に対応できるホールを備え、かつ図書館、公民館及び行政窓口機能を持った複合施設として整備することを決定し、改修のための基本設計を行った。改修工事は平成28年10月に着工し、平成30年2月に完了した。改修工事の設計・監理は株式会社アール・アイ・エー大阪支店、本体工事は五洋建設株式会社四国支店が行った。

費用としては、総事業費が約39億5700万円となり、これは施設本体の工事、屋外付帯工事、財産購入費等の合計額である。財源内訳については、社会資本整備総合交付金（国土交通省所管）約11億2600万円、保育所等整備交付金（厚生労働省所管）約2000万円を活用し、合併特例債を合わせた約36億8700万円を特定財源として充てて整備したものである。

複合施設の開館は平成30年5月からであるため、まだ開館して間もないところである。

地域交流センターの愛称は、新しくできた施設で描かれる「未来図」と、市民一人ひとりが幸せになる意味が込めて「ミライズ」（me:rise: 私たち市民一人一人が飛躍していく）となった。

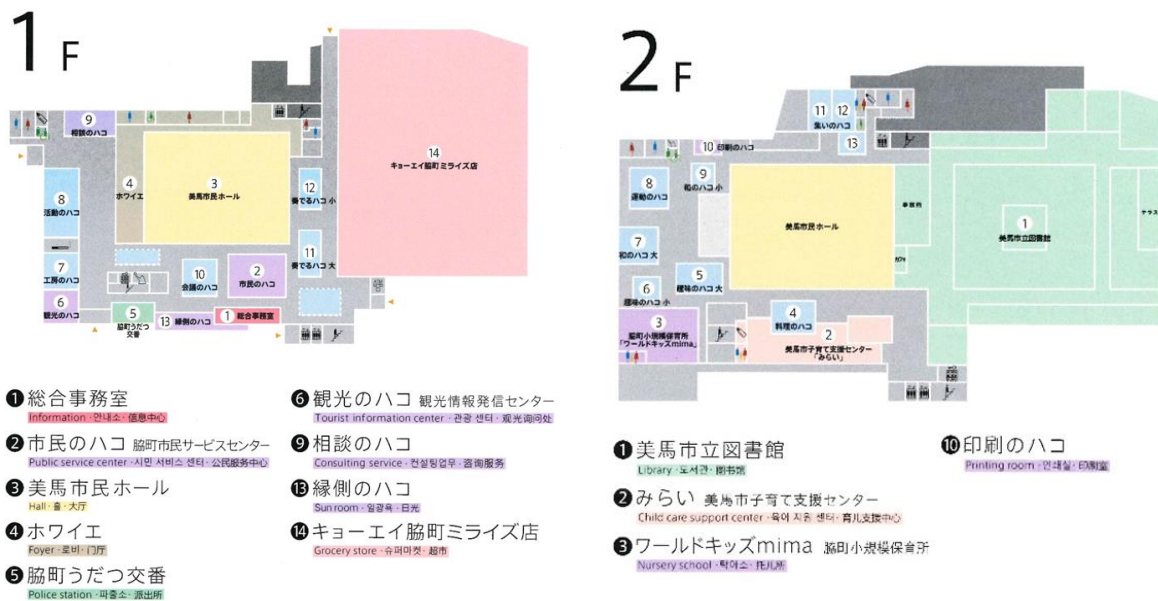
運営方針は、「ふれる」、「つながる」、「ひろげる」の3つとした。「ふれる」とは、今までは市外ホールなどでコンサートを見たり、芸能に触れたりしていたが、今後は市民ホールで文化芸術や新しい価値観に触れてほしいという願いからである。「つながる」とは、市民や市民活動団体が交流を図りながら更なる活動につながってほしいという願いからである。最後に「ひろげる」とは、市内外の交流の拠点として施設を活用し、また情報を発信していきたいという願いからである。

2 施設の概要について

名称	美馬市地域交流センター（愛称：ミライズ）
位置	美馬市脇町大字猪尻字西分116番地1
敷地面積	18,053.32 m ²
延床面積	23,342.36 m ²
施設構成	<p>【地下1階】 楽屋、駐車場</p> <p>【地上1階】 施設総合事務室、市民のハコ（脇町市民サービスセンター）、美馬市民ホール、ホワイエ、脇町うだつ交番、観光のハコ（観光情報発信センター）、スーパーマーケット、相談のハコ、縁側のハコ（地域交流スペース）</p> <p>工房のハコ… 工芸・創作活動で利用／定員15名程度／約54 m²</p> <p>活動のハコ… 会議・研修など多目的に利用でき、音響・映像にも対応。また、壁面には鏡を用意し、鏡を見ながらのダンスレッスンにも利用可能／定員72名／約108 m²</p> <p>会議のハコ… 3面ガラス張りの小規模の会議に利用。選挙時は期日前投票所として利用／定員30名／約68 m²</p> <p>奏でるハコ×2室… 県西部で初の公立音楽スタジオで大小2つの部屋を整備。完全防音で、ドラムセット及びキーボードを配置／大：約43 m²、小：約29 m²</p> <p>【地上2階】 美馬市立図書館、みらい（子育て支援センター）、印刷のハコ、ワールドキッズmima（脇町小規模保育園）（地域交流スペース）</p> <p>料理のハコ… 料理教室などで利用／定員15名／約58 m²</p> <p>趣味のハコ×2室… 様々なサークル活動や文化活動で利用。オープンスペースは創作品の展示スペースとして利用／大：オープンスペース、小：定員6名／約20 m²</p> <p>和のハコ×2室…</p>

	<p>畳敷きの大小の部屋がある。お茶や囲碁・将棋などの趣味の会で利用／大：定員 24 名、小：定員 6 名／大：約 66 m²、小：約 23 m²</p> <p>運動のハコ…</p> <p>壁面にボルダリング施設を整備し、ダンスや太極拳などの軽運動にも利用／定員 30 名／約 66 m²</p> <p>集いのハコ×2 室…</p> <p>文化団体の拠点又は小規模会議室として利用／2 室共に定員 18 名／約 42 m²</p> <p>【屋上】</p> <p>屋上広場</p>
--	---

※ハコについては、元々商業施設として建築されたため、等間隔で柱が並ぶ単調な空間であった。これを改造工事の際に柱と柱の間をガラス張りで囲む部屋を整備したり、壁の中に柱を隠したりする工夫をしてオープンな空間を創造した。



地域交流センター1階・2階平面図（ミライズパンフレットより抜粋）

3 美馬市民ホールについて

講演会や式典のほか、音楽や演劇の発表などに利用しやすい500人規模のホールとして整備した。

ホール内には、赤ちゃんが泣いても他の人に迷惑をかけずに芸術鑑賞ができる防音機能を有した多目的室や車椅子で来場した方にも安心して鑑賞できるスペースが確保されていた。設備としては、可動式音響反射板や家族等の複数人で座れるようベンチ型の座席が設置されていた。

舞台は、最前列に座っている人にも見やすいように舞台高が低く設定されており、演目で舞台幅が不足した場合には最前列の席を取り外し、舞台幅を広げることができるように設計されている。

ホールの色彩は、壁面をうだつの町並みをイメージした白と木材で施工し、座席を美馬市周辺が藍の集積地として発展したことから藍色をモチーフにした点など、市民が親しみを持てるよう工夫が施されていた。



美馬市民ホール

(ミライズパンフレットより抜粋)

定員：501名、ホール面積：約678㎡

(舞台：約205㎡)

4 美馬市立図書館について

旧脇町図書館を移設し、美馬市立図書館として設置された。

蔵書は約11万冊を有し、延床面積は約2,200㎡と広く、ゆとりを持った図書館であった。また、市民交流センターと同様に読書のハコや学習のハコなどの工夫された空間が広がっていた。旧図書館では学習スペースが狭隘化していたため、学習のハコを広めに整備し、近隣の高校に通う高校生の学習の場となっている。



読書のハコ

(ミライズパンフレットより抜粋)

●徳島県鳴門市

鳴門市は昭和22年3月15日に旧撫養町、旧鳴門町、旧瀬戸町、旧里浦村の3町1村が合併し市政を施行、市名を「鳴南市」としたが同年5月、現在の「鳴門市」に市名を改めた。

その後、昭和30年に大津村を、翌年31年に北灘村を、昭和42年に大麻町を編入合併し現在に至っている。

市域は四国東北部に位置し、豪快な渦潮の巻く鳴門海峡を隔てて淡路島と対峙し、古くから本州と四国を結ぶ交通の要衝として栄えてきた。特に鳴門海峡の急流と逆巻く渦潮でその名を知られ、北に播磨灘、東に紀伊水道をのぞみ、市の北部沿岸一帯は瀬戸内海国立公園に指定された景勝地でもある。

昭和60年に鳴門市と淡路島を結ぶ大鳴門橋が開通したのに続き、平成10年には明石海峡大橋が完成し、神戸淡路鳴門自動車道が全線開通、続く平成14年には鳴門・高松間を結ぶ高松道が全線開通するなど、本州と四国を結ぶ高速道路網が整備された。これにより文字通り四国の玄関都市として、恵まれた自然や歴史文化などの観光資源を有機的に結んだ広域観光誘致事業を展開するとともに、サツマイモやワカメ、鯛などの鳴門特産の農水産物の供給基地としての体制作りを進めている。

面積は135.46km²で、平成30年10月1日現在の推計人口は5万6857人、推計世帯数は23,181世帯である。

1 配偶者暴力相談支援センター

平成13年に制定された「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（現在は配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律）」に、市町村は配偶者からの暴力の防止と被害者の自立支援を含めた保護を図る責務を有すること（法第2条）と、市町村は市町村が設置する適切な施設において、その機能を果たすよう努めること（法第3条第2項）が規定された。なお、法が定める「配偶者暴力相談支援センター」は、被害者支援の中心的な役割を果たす機能の名称であり、施設の名称ではない。また、同法第3条第3項には、配偶者暴力相談支援センターが果たす機能について次のとおり規定している。

①相談又は相談機関の紹介

②カウンセリング

③被害者及び同伴者の緊急時における安全の確保及び一時保護

④被害者の自立生活促進のための情報提供その他の援助

⑤保護命令制度の利用についての情報提供その他の援助

⑥被害者を居住させ保護する施設の利用についての情報提供その他の援助

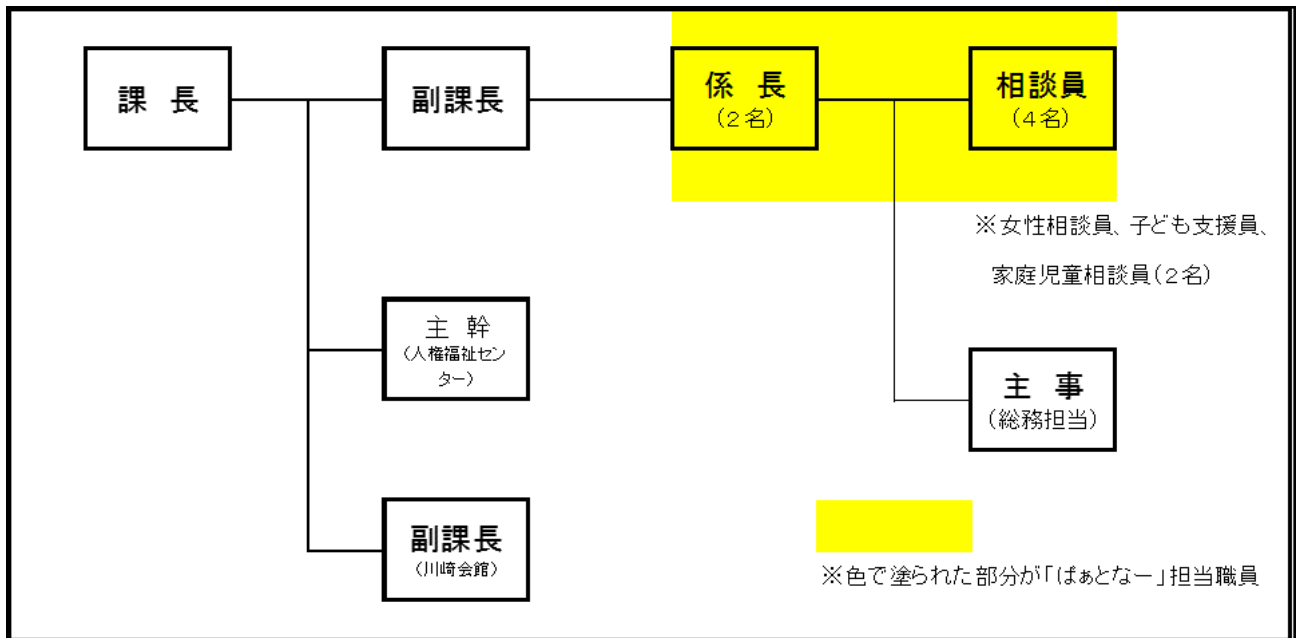
国の第4次男女共同参画基本計画では、市町村の配偶者暴力相談センターを平成32年までに150か所設置することが目標とされており、平成30年10月1日現在の設置状況は109か所である。

2 鳴門市女性子ども支援センターの設置に至る経緯について

平成11年に男女共同参画社会基本法が施行され、鳴門市として様々な取組を進めてきた。現市長の公約により、平成22年4月1日に全国の市町村で14番目、四国では初の配偶者暴力相談支援センターとして「鳴門市女性支援センター『ぱあとなー』」を開設した。相談を受ける中、子どもの前でDVが行われていた事例もあり、子どもの成長に悪い影響を与える可能性があることから子どもへの支援が必要と考え、翌年には家庭児童相談室の機能を備えた「女性子ども支援センター『ぱあとなー』」となった。また、『ぱあとなー』は、男女共同参画センター及び子ども支援相談窓口の機能を有している。

3 運営体制について

支援センターの長は鳴門市長がなり、管轄は健康福祉部人権推進課となっている。なお、今年度の人権推進課の組織は次の図のとおりである。



担当職員は女性で構成されている。女性相談、家庭児童相談、子ども支援等の専門性を有する相談員には、相談者の内容を傾聴し、気持ちに寄り添える方を要件とし、現在は児童指導員及び保育士等の有資格者が対応している。相談員への指導は、秘密を厳守させ、相談者の意思を尊

重した自立への支援並びに庁内関係各課及び関係機関との連携支援の方法について行っている。

また、「ぱぁとなー」の相談時間は平日の午前9時から午後5時までであるが、予約を行えば土日祝日も相談等を受け入れている。

4 相談事業について

相談事業としては、電話相談、面接相談の他フェミニストカウンセラーによるカウンセリング（予約制で毎月2～3回程度実施）や臨床心理士によるカウンセリング（月3回）を自己負担なしで実施し、緊急一時保護所を確保している。また、担当職員の資質向上を図るために、鳴門教育大学教授（カウンセリング心理学、臨床心理士）による研修を毎月実施するとともに、教授による職員の心のケアも行っている。なお、「ぱぁとなー」の過去3年間の相談実人数は、下表のとおりである。過去3年間では徐々に減少傾向にある。相談の内容としては、加害者からの暴力の種類で多いのは「大声で脅かす」等の精神的暴力、「殴る、蹴る、ものを投げる」等の身体的暴力であるが、経済的暴力や社会的暴力などを含む暴力が大半である。また、相談者の9割が女性であるが、最近では男性が被害者となっている場合もある。

	平成29年度	平成28年度	平成27年度
女性相談実人数	151人	196人	240人
児童相談実人数	70人	64人	104人

5 関係機関との連携

関係機関との連携では、鳴門パートナーシップDV対策会議を年1・2回開催している。構成員は、DV被害者に直接対応する機会の多い部署の窓口担当職員、鳴門警察署生活安全課、地方法務局人権擁護課、鳴門市とパートナーシップ支援協定を締結している市町の担当課及び有識者である。特にDV被害者の早期発見に役立つ市窓口担当職員は、「ぱぁとなー」の業務及びDV被害者を適切な支援につなげることの重要性を理解することが必要と考えていた。

また、相談シートの共通化を図り、関係機関との連携を迅速に行えるようにし、関係機関への同行や同席の支援を行っていた。

6 子どもに対する支援について

DV被害により子どもが転居せざるを得ないときは、転居先と個別会議を開催し、着実な引継ぎを行う。その後、転居先の学校への説明や転居先の支援課とともに家庭訪問を行うなどの支援も行っている。

7 事業効果について

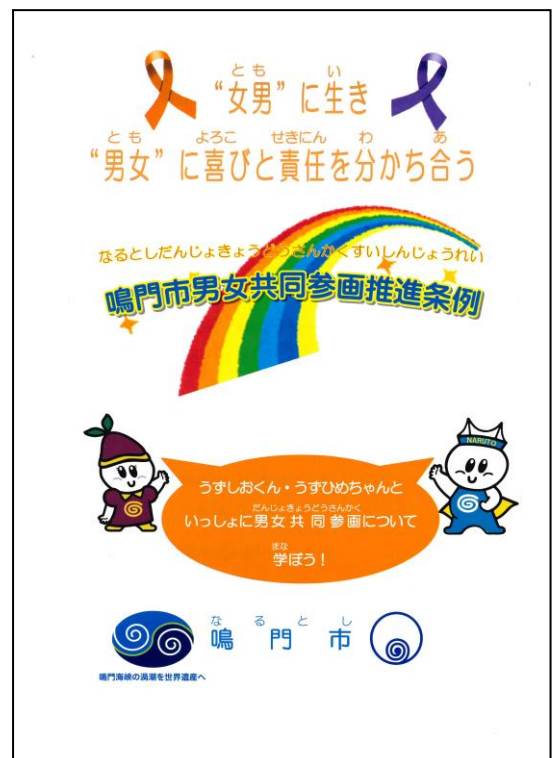
被害状況を話すことは被害者にとって精神的苦痛となる場合があるため、「ぱあとなー」がワンストップ窓口になり、被害状況を聞き、各課と連携することにより被害者の精神的負担の軽減につながっているとの説明があった。また、「ぱあとなー」に継続して相談することで安心感を得られるよう努めていた。さらに、家庭児童相談室の機能を有しているため、大人と子どものケアを連携して行うことが重要であるとのことであった。

8 課題について

専門員の育成として、精神疾患及び発達障害への専門性をより高める必要があるとのことであった。また、被害者の状況に応じて専門医療の受診を進め、疾患（精神疾患・認知症）等の診断がなされたら適切な支援につなげていきたいと考えているが、被害者は疾患（精神疾患・認知症）等の診断を受けたくない方が多く、今後どのように必要な支援を行っていくか研究していく必要があるとのことであった。

9 今後の事業展開について

現在の事後的なサポートから被害者・加害者を出さない環境づくりに転換していく必要があり、そのためにも平成27年に制定した鳴門市男女共同参画推進条例の12の基本理念にそって男女の人権尊重や共同参画を推進していきたいとのことであった。そのための啓発活動として小学5年生の授業でこの条例を取り上げてもらうために子ども向けの小冊子を作成した。また、協力事業所にこの条例についてのパンフレットを配架することや「ぱあとなー」の連絡先を書いた名刺サイズの案内を公共施設や商業施設などの女性トイレに配架することによって「ぱあとなー」のことを知り、困っている人の相談の機会につながるよう周知活動にも力を入れているとの説明があった。



子ども向け説明用冊子

《むすび》

美馬市は合併に伴い旧町村の老朽化した公共施設の再編成が急務であった。旧町村単位で公共施設の再編を検討し、旧木屋平村では廃校となった小学校を活用し、役所や病院などが入った複合施設化を図った。

この度視察し、調査した旧脇町地区の美馬市地域交流センターは、大型商業施設を購入し利活用した複合施設である。この施設を改造し、旧町村になかったホールを新たに造り、図書館、子育て支援施設及び行政施設を一つの建物内に集約したものであり、各施設との連携や相乗効果が期待できる複合施設である。また、施設の完成から半年が過ぎ、施設の管理及び運営上の課題や自主事業の展望などの説明をいただいた。

施設の複合化は、多くの自治体で検討されているもので、それぞれの地域で考え方がありと推察されるが、施設の維持管理費用の適正化と市民ニーズの多様化に対応するために必要なものと考えられる。

今後、公共施設の整備に当たり、対象となる施設が抱えている問題を的確に捉え、さらなる有効活用につながるよう市民ニーズを調査した上で、それに応えることができる施設の設置及び運営を期待したい。

また、二日目に視察し、調査を行った鳴門市女性子ども支援センター「ぱぁとなー」については、住民を守るという職員の使命感がとても高く維持されていると感じた。

「ぱぁとなー」の有している配偶者暴力相談支援センターの機能は、身近な役所で継続的な相談・カウンセリング、手続の一元化、同行支援などワンストップ支援を担うことができる。また、福祉事務所や学校などの庁内外との連携により、潜在化している被害者の早期発見、被害者支援のための対応を迅速かつ円滑に行うことができる。さらに、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に基づき、通報、保護命令への関与、またはDV相談事実証明書の発行业務を自ら行えるようになり、被害者支援を迅速かつ的確に取り組むことができるというメリットが大きいと感じた。また、「ぱぁとなー」に家庭児童相談室及び子育て支援相談窓口の機能を有することで、大人と子どもの相談を一体的に支援することの有効性と必要性を感じた。

本市では、家庭児童相談室及び子育て支援相談窓口の所管は子育て支援課が、配偶者暴力相談センター及び男女共同参画の所管は市民総合相談室が有しており、連携しながら様々な相談を受け、これに対応した支援を行っている。今後も相談者に寄り添ったより良い支援体制の構築に向けた研究が引続き望まれる。